

公立大学法人都留文科大学の業務実績の評価に関する基本的な考え方（案）

1 評価の目的

- (1) 法人の大学運営上の問題点、改善すべき業務を明らかにする事により、大学の継続的な質的向上を促進すること
- (2) 評価を通じ社会への説明責任を果たすこと

2 評価に当たっての留意点

- (1) 評価は中期目標・中期計画の見直し、及び次期中期目標・中期計画の検討に資するものとする。
- (2) 評価は明確で分かりやすいものとするため、中期目標の達成状況等を踏まえ、主に基本目標に重点を置き、業務運営等についての効果的な取り組みや、改善すべき点を明らかにする。
- (3) 教育研究の特殊性や、自主的・自律的な大学の運営に配慮した評価であること。
- (4) 法人の過重な負担とならないように配慮するものとする。
- (5) 評価にあたっては適正な評価制度となるよう常に見直しと改善を図る。

3 評価方法

- (1) 各年度終了時に「事業年度評価」、中期目標終了時に「中期目標期間評価」を実施するものとする。

① 事業年度評価（法第28条）

法人が行う自己点検・評価に基づく事務実績報告書を基に、中期目標・中期計画に沿った当該事業年度計画の実施状況を調査、分析しその進捗状況について総合的な評価を行う。

② 中期目標期間評価（法第30条、第79条）

中期目標終了時の評価は、各事業年度の評価、及び認証評価機関の評価を踏まえつつ、中期計画の達成状況を調査、当該期間の業務実績全体について総合的な評価を行う。

- (2) 評価は「項目別評価」と「全体評価」により行う。

① 「項目別評価」については次の5項目について行う

- ア 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
- イ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
- ウ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
- エ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
- オ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

- ②「全体評価」は「項目別評価」の結果を踏まえ、中期計画の進行状況全体について総合的な評価を行う。

※ 具体的な評価指標等については別途定めるものとする。

- (3) 評価結果の決定において、評価の透明性と正確性の確保のため、事前に法人にその結果を明示し意見の申し立ての機会を設ける。

4 評価の進め方

(1) 年度評価の進め方

- ① 法人は6月末までに前年度の事務実績報告書(評価委員会が別に指定する様式)を評価委員会に提出する。
- ② 評価委員会は、当該業務実績報告書に基づき、業務の実績に関する検証、評価を行う。評価を行うにあたっては、法人の意見を聴取する。
- ③ 評価委員会は、評価の結果(必要に応じて業務運営の改善その他の勧告)を決定し、法人に通知し、市長に報告すると共に公表する。

(2) 中期目標終了時における評価の進め方

- ① 法人は、中期目標期間の終了後3ヶ月以内に当該中期目標期間に係る業務実績報告書を評価委員会に提出する
- ② 評価委員会は、業務実績報告書に基づき、当該中期目標期間の業務実績報告に関する評価を行う。評価を行うにあたっては法人の意見を聴取する。
- ③ 評価委員会は、評価結果(必要に応じて業務運営の改善その他の勧告)を決定し、法人に通知し、市長に報告するとともに公表する。

(参考)

○ 関係法令

学校教育法第109条

第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

地方独立行政法人法

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第二十八条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

(認証評価機関の評価の活用)

第七十九条 評価委員会が公立大学法人について第三十条第一項の評価を行うにあたっては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

都留市公立大学法人評価委員会の業務内容

項 目	業 務 内 容	根 拠	
○市長が承認等する際に評価委員会の意見を聴くもの	業務方法書	・法人が作成した業務方法書の認可をしようとする際の意見	法第 22 条 第 3 項
	中期目標	・市長が中期目標を定め、又は変更しようとする際の意見	法第 25 条 第 3 項
	中期計画	・法人が作成した中期計画の認可をしようとする際の意見	法第 26 条 第 3 項
	中期目標期間終了時	・市長が、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方など業務全般にわたる検討を行う際の意見	法第 31 条 第 2 項
	財 務 関 係	・財務諸表を承認しようとする際の意見	法第 34 条 第 3 項
		・毎事業年度の残余の額を、翌事業年度の中期計画で定める剰余金の使途に充てることを承認しようとする際の意見	法第 40 条 第 5 条
		・中期目標期間最後の事業年度にかかる積立金を、次期中期目標期間の財源に充てることを承認しようとする際の意見	法第 40 条 第 5 条
・法人が短期借入金の限度額を超えて短期借入をすることを認可しようとする際の意見		法第 41 条 第 4 項	
・法人が短期借入金を当該事業年度内で償還できないとき、借り換えることを承認しようとする際の意見		法第 41 条 第 4 項	
・法人が条例で定める重要な財産を処分することを認可しようとする際の意見	法第 44 条 第 2 項		
○法人の業務実績に関する評価	・各事業年度に係る業務の実績に関する評価	法第 28 条 第 1 項	
	・中期目標期間における業務の実績に関する評価	法第 30 条 第 1 項	
		※認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる	法第 79 条
	・法人に対する評価結果の通知及び業務運営の改善その他の勧告	法第 28 条 第 3 項 法第 30 条 第 3 項	
	・法人に対する評価結果の通知に係る事項・勧告内容を市長に報告し、公表	法第 28 条 第 3 項 法第 30 条 第 3 項	
○市長への意見の申し出	・法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に関する意見の申出	法第 56 条	

公立大学法人都留文科大学目標評価制度の概要

